

【基本施策を推進する実施計画の事業事業】

No	総合戦略事業	事務事業名	事業の概要 (令和6~7年度)	事業の成果 (令和6年度)	施策への貢献度 (実績)	今後の課題・方向性	部局名	課名	関連事業 (決算事業別概要ページ)
1		身体・知的・精神障害者相談員設置事業費	身体・知的・精神障がいのある方からの相談に応じて、日常生活をサポートするほか、行政とのパイプ役として地域の障がいのある方への情報提供や地域の障がいのある方のニーズを行政に提言した。	身体・知的・精神障がいのある方への相談支援の実績 ・相談員の配置 22名 ・相談件数 ・身体 113件 ・知的 29件 ・精神 33件	相談支援を行うことで、地域での日頃のつながりづくりが進み、住み慣れた地域で安心して暮らす障がい者の増加に貢献した。	身体・知的・精神障がいのある方への相談に応じることで、日常生活のサポート、行政とのパイプ役としての情報提供及び障がいのある方のニーズを提言する役割として引き続き設置する必要がある。	福祉部	障がい福祉課	118
2		医療的ケア児等送迎支援事業費	医療的ケア児または重症心身障がい児（者）の医療機関等への送迎に際して、福祉タクシーを利用した場合の料金や送迎の際に看護師が付き添う必要がある場合の派遣利用料の助成を行い、地域の移動環境を整備し、移動手段の選択肢の拡大を図り、地域における自立生活を図る。	利用者（実績） ・福祉タクシー利用 1人（利用決定者7人、実際の利用者1人） ・付添看護師 1人 ・長距離移動タクシー利用 0人	令和6年度より新たに開始した施策ということもあり利用は限定的であったが、地域での移動手段の新たな選択肢として、障がい児等およびその家族の地域生活への支援貢献ができた。	想定人数に対して利用申請が少なく送迎支援事業があまり認知されていないことが考えられるため、利用対象となる方への事業の周知を図っていく。	福祉部	障がい福祉課	120
3		相談支援事業費	障がいのある方の地域生活の定着及び意向を積極的に推進するため、障がいのある方が地域で安心して生活していくために必要となる各種サービス利用等のための相談支援・調整等を行う体制を整備・維持した。	一般相談支援事業所での相談支援の実施 ・相談員の配置 20名 ・一般相談件数 35,006件 ・地域生活支援拠点の設置 1ヶ所	各種サービス利用等の相談支援を行うことで、住み慣れた地域で安心して暮らす障がいのある方が増加することに貢献した。	障がいのある方の地域生活の定着及び意向を積極的に推進するため、障がいのある方が地域で安心して生活していくために必要となる各種サービス利用等のための相談支援体制を継続して行う必要がある。	福祉部	障がい福祉課	120
4		コミュニケーション支援事業費	障がいのある方がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、必要な援助を行う。	手話通訳者の設置 ・障がい福祉課：1名 ・さわやか会館：2名 ・鳥取県東部聴覚障がい者センター：3名 意思疎通支援の実施 ・要約筆記者派遣の実施 97件 ・手話通訳奉仕員派遣 327件 ・奉仕員養成研修の実施 46回 ・失語症者向け意思疎通支援者養成研修の実施 15回	手話通訳者による窓口等での対応、また派遣要望にも対応することで、障がいのある人の自立支援に貢献した。	障がいのある人が有する能力及び適正にあわせ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な援助を行なうものであり、今後も継続して行う必要がある。	福祉部	障がい福祉課	121
5		障がい施設サービス利用コーディネート機能強化事業費	相談支援事業所に、新規で相談支援専門員を配置する際の助成を行うことにより、相談支援体制の強化を図った。	新規の相談支援専門員配置に対して助成 ・配置人数 1名 ・担当利用者数 50名	障害福祉サービス等の利用ニーズが年々高まっているなか、新規の相談支援専門員配置に対する助成を行い、相談支援専門員を増加させることで、障がいのある方が円滑に障がい福祉サービス等を利用できる環境を整えることに貢献した。	障害福祉サービス等の利用ニーズが年々高まっているなか、一般相談や計画相談などを行う相談支援専門員を増やしていくことは重要な課題であり、今後とも継続して助成を行っていく必要がある。	福祉部	障がい福祉課	122